

令和4年5月 第1回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年5月27日（金曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年5月27日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	山本勝憲君	総 務 課 長	大平弘明君	税 財 政 課 長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君
企画商工課長	落合健治君	建 設 課 長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金子剛君
水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君	教 育 次 長	井手守道君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

(1) 報告第1号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）

(2) 報告第2号 専決処分した事件（令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第1号））

日程第4 委員会報告

1 総務厚生委員会

【所管事務調査】

(1) 条例等について

- ① 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正について（4/15専決処分）

2 産業建設文教委員会

【その他報告】

(1) 和解及び損害賠償について

(2) 3年災農地等災害復旧事業について

日程第5 議案第46号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町税条例等の一部を改正する条例)

日程第6 議案第47号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第7 議案第48号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和3年度 佐々町一般会計補正予算(第18号))

日程第8 議案第49号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第50号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算(第2号)

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。

ただ今から、令和4年5月第1回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

皆様、おはようございます。

本日は、令和4年の5月の佐々町議会の第1回の臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

皆様御存じのとおり、新型コロナウイルスが佐々町でも大変猛威を振るっておりまして、下げ止まり感があるわけでございますけど、町としましても早く収束に向かってやっていかなきゃならないと思っておりますので、今後ともマスクの着用等をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、新型コロナウイルスの接種の4回目についてでございますけど、新型コロナウイルスの感染症のワクチン接種につきましては、3回目の実績が今75.7%程度で完了しているわけでございます。4回目の接種は5月末に接種券の発送準備を完了するように国から通知がきておりまして、60歳以上の医療従事者の方は令和3年の12月に接種を完了しておられる方もいることから、6月上旬には個別接種にまで実施していくということになるわけでございますが、

一般の方につきましては7月から接種を開始に向けて今、町としましても準備を進めているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、案件につきまして、専決処分をした事件の承認を求める件が4件、令和4年度の佐々町一般会計補正予算（第2号）が1件。以上5件でございます。どうぞ御審議をいただきまして、御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単措辞でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は、全員出席です。
これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。
本臨時議会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、5月27日、本日1日間にしたいと思います。
日程について、説明を行います。
はじめに行政報告です。2件の報告を町長からお願いいたします。
次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会の報告を、2番目に産業建設文教委員会の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。
次に、議案第46号から議案第50号までの5議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。その後、閉会の予定です。なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。
お諮りします。本臨時議会の会期は、5月27日、本日1日に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時議会の会期は、5月27日、本日1日に決定いたしました。

— 日程第3 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第3、行政報告に入ります。

2件の報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告を説明させていただきます。

報告第1号、専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月27日提出、佐々町長。

記。1、専決した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分年月日、令和4年5月24日。

中身につきましては、建設課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、1ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和4年5月24日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（公用車交通事故（物損事故）における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日、令和4年5月24日。

3、損害賠償額、11万880円。

2ページをお願いいたします。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事故の概要、堅山団地において、建設課道路維持補修員4名で堅山団地内の剪定作業の際、公用車ダンプで剪定した枝等の回収を行っていたところ、集積場所へバックで移動中に車両前方右車輪部分が相手方所有の室外機に接触し破損させたものです。

6、和解の概要、町及び相手方は、上記事故の責任割合を町側10割、相手方ゼロ割とし、本件事故に関する一切の損害賠償金として、エアコン取替に係る費用11万880円を、町が相手方に支払うものとする。今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わないことを誓約する。

資料をお願いいたします。

事故の概要につきましては先ほど説明したとおりでございます。

和解の内容でございます。資料の中段になります。

事故の当事者、甲、こちらが佐々町になりまして、佐々町の損害額は11万880円、乙、相手方になりますが、こちらがゼロ円です。責任割合が、甲、佐々町が100%になっておりますので、その額11万880円をエアコン取替え費用として、乙、相手方に支払うものとなります。損害賠償の額は、11万880円でございます。この、和解及び損害賠償に係る歳入歳出予算の補正を、この

あとの報告第2号でお願いさせていただきます。

この事故を起こしたことに対する今後の対応といたしまして、道路維持補修員を対象に今後の事故防止のための安全教育を行っております。

御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

次、お願いします。報告第2号。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、続きまして報告第2号でございます。

専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月27日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和4年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

2、専決処分年月日、令和4年5月24日。

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

令和4年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度佐々町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,811万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月24日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額11万円、計1億611万6,000円。4項雑入、補正額11万円、計5,511万円。

歳入合計、補正額11万円、計82億1,811万円。

歳出。8款土木費、補正額11万1,000円、計9億3,297万7,000円。1項土木管理費、補正額11万1,000円、計8,520万1,000円。

14款予備費、補正額減額1,000円、計946万8,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額11万円、計82億1,811万円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

先にありました、報告第1号にありまして、今回報告第2号では、その第1号に伴う

補正予算の専決処分をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

事故報告の件ですが、ちょっと最近目立つものですから一言。安全教育というのは具体的にどうことをやっておられるのか、それちょっとお尋ねしておきたい。

通常でしたら、運転はそれぞれ運転手と後ろを見る人、安全のためには普通そうするんですけども、それぞれ会計年度任用職員の人それぞれ全部が運転すると聞いたものですから、今後どのようになさっていくのか。その日はなんか雨だったんですか。雨だったら見にくいとかいろいろあったものですから。そこら辺の安全教育関係でどのようにやっていかれるのか、毎年行っているのか、具体的に中身はどんなのか、その1点をお尋ねしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、公用車の運転につきましては、今、議員おっしゃいますように会計年度任用職員で、免許を持っている会計年度任用職員については全て運転を行っております。

また、この事故防止に対する安全対策ですけども、道路維持補修員全員に今回の事故を含めて日頃の業務でのヒヤリハット、危険がどのようなところに潜んでいるかというのを洗い出しまして、それに対しての事故防止対策をグループ討議で行う活動を行ったところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番、いいでしょうか。

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これにて質疑を終わらせていただきます。

以上で、日程第3行政報告を終わります。

— 日程第4 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、委員会報告に入ります。

まずは、総務厚生委員会報告を委員長からお願いいたします。

6 番。

(総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇)

総務厚生委員長(阿部 豊 君)

6番、阿部豊です。私のほうから総務厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日時は、令和4年5月10日火曜日、10時開会。佐々町役場の3階、第一会議室で行いました。出席者は委員5名全員出席です。

所管事務調査の案件としまして、条例等について。

1、佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正についてです。多世代包括支援センター案件でございます。本日の議案第49号案件でございます。

まず、この件につきまして、3月の議会の条例改正が行われておりましたが、4月からの小児発達専門外来を開始するため、診療科目にその際、小児科を追加する案件でございました。

4月15日に診療開始をされ、当日、医師と診療報酬明細を確認する中、精神科の手続が必要との指摘を受けたと。当日、県保健所、九州厚生局に確認した結果、医療法に基づく手続が必要ということが判明したと。また、この診療科目の変更後10日以内に提出をすればいいというような内容でございました。

町長としましては、17時頃報告を受け協議をしたと。条例改正が緊急を要すると判断、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を判断をしたということでございます。町長から、また令和3年6月から小児発達専門外来開設に向け幾度となく協議を進めてきたが、最終的な事務確認ができていなかった、深くお詫びを申し上げたい旨の発言がありました。

委員より、精神科でなければならないのか。また、3月議会に先立っての総務厚生委員会の折、所管事務調査において診療報酬点数算定について調査、確認をした経緯があると。そのときになぜ確認をしなかったのか。また、町長報告が17時、町長報告が遅くないのか。専決の判断、議会との調整はいかに。今後の事務の不手際、専決ありきで執行されるのか等々の意見がありました。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で承認を求める議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。詳しくはお手元の総務厚生委員会会議資料を御一読ください。

(総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇)

議長(淡田 邦夫 君)

次に、産業建設文教委員会の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

(産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇)

産業建設文教委員長(長谷川 忠 君)

それでは、産業建設文教委員会の報告をいたします。

令和4年5月20日金曜日、午前10時から佐々町役場第一会議室で委員会を開催しました。今回の委員会報告は、今日の臨時会に関する分のみを報告させていただきます。

2件ありますが、2件ともその他報告にての報告があったものです。

一つ目は、和解及び損害賠償について、建設課からの報告です。公用車による物損事故の件になりますが、これにつきましては先ほどの町長の行政報告と同じ内容となりますので、内容等は割愛させていただきます。この件については、和解及び損害賠償額の決定、それに伴う予算については議会の日程及び相手方の示談次第になるが、専決処分にて対応を考えているとの

報告を受けました。

二つ目は、3年災農地等災害復旧事業等について、農林水産課から報告です。3年災農地等災害復旧事業について、農林水産課、令和3年災農地等災害復旧事業は、令和3年12月定例会で災害復旧工事の繰越と繰越財源の承認をいただいていたのですが、繰越財源予算に変更が生じ、補正予算の専決処分を行いましたとの報告を受けました。

経過としては、令和4年1月20日に令和3年度分の割当交付額の要望をしましたが、令和4年3月28日に交付決定通知があり、要望額に対して少額の交付決定額でしたので、財源に過不足が生じ、補正予算の必要性が生じたとのことです。

専決処分の理由は、交付決定通知を受領した日が令和4年3月28日で、臨時会の招集を行うための時間的余裕がなかったとのことから、専決処分を行ったと説明を受けました。また、令和3年度割当交付決定額は、全体補助額の減額ではなく、令和4年度、令和5年度に過年度収入として残りの補助金を受けられるため、今回の専決処分での一般財源の増額補正は、過年度収入で受け入れられるまでの一時立て替え払いとしての補正との報告を受けました。

この案件につきましては、委員から、国県の支出金が減額になった原因はなぜか。また令和4年度、5年度での過年度収入として受けられるという見通しは本当にあるのかと確認がありました。農林水産課からは、割当交付金の減額の理由は国の予算配分になるものと、令和3年8月豪雨が農林水産省が指定する激甚災害に指定され、県内の各市町での被災箇所が多かったため、本町の予算の配分が減額となったことが考えられます。また、令和4年度、5年度の過年度収入の受入れは、最終的に100%の交付金を受けるようになっており、受入れとしては3年度間で補助金の交付決定があるとの説明を受けました。

以上、産業建設文教委員会の報告を終わります。

(産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第4、委員会報告を終わります。

暫時30分まで休憩といたします。

(10時24分 休憩)

(10時28分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第5 議案第46号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町税条例等の一部を改正する条例) —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第5、議案第46号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第46号 朗読）

中身につきましては、税財政課長により説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。それから資料を添付しておりますけれども、資料の1ページもあわせて御覧いただければと思います。

まず、議案の1ページです。

佐々町税条例等の一部を改正する条例。

佐々町税条例の一部改正、第1条、佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正するというので、まず資料の1ページをお願いいたします。議案書は1ページになります。

まず、条例の第18条の4第1項というところで、今回、その下に地方税法第382条の4ということで根拠法令になっております。これにつきましては、登記住所に係るDV被害者等の支援措置の明確化に伴う改正ということになっております。民法等の一部を改正する法律によりまして、不動産登記法が改正されまして、このDV被害者への支援の明確化が図られたところでございます。市町村におきましても、DV被害者等の登記簿上の住所が漏れないようにする必要のあることから、今回、この382条の4が新設された関係で、今回、本町の条例の第18条の4の法の改正ということになっております。

続いて、議案書は1ページから2ページになります。第33条第4項と第6項になります。資料は2ページをお願いいたします。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致に伴う改正ということで、現在その所得税と個人住民税におきましては異なる課税方式の選択が可能となっております。この3つの課税方式が選択できることとなっておりますけれども、今回、この国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースが見られているため、今回、課税方式を一致させることとしたものの分の改正となっております。それが第33条になっております。

続いて、議案書は3ページから4ページをお願いいたします。

第34条の7になります。寄附金税額控除ということで、これにつきましては、経過措置終了に伴う改正ということになっております。

それから、議案書4ページから5ページをお願いいたします。

第34条の9になります。これにつきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除ということで、これについては特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うことに伴う改正ということになっております。

それから、議案書は5ページをお願いいたします。

第36条の2になります。これについては、公的年金等受給者の住民税申告の提出義務者の整備に伴う改正ということになっております。

それから、6ページをお願いいたします。

6ページが、第36条の2の第2項のところでございますけれども、これについては申告書様式関係に伴う項ずれの改正でございます。

それから、6ページから7ページにかけて第36条の3になります。これについては確定申告書関係に伴う文言のみの改正ということになります。

それから、第36条の3の2、7ページになります。第36条の3の2。これについては、個人の個人住民税における合計所得金額の規定の整備に伴う改正ということで、あわせて第36条の3の3もそうなりますけれども、配偶者等が退職手当等を有する場合に給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族等申告書、また、年金受給者が提出する扶養親族等申告書にその旨を明記することとされまして、これにより地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置するものでございます。

それから、議案書8ページから9ページをお願いいたします。

第48条になります。これは、法人の町民税の申告納付に関して法改正に合わせた項ずれの改正になります。

それから、9ページから10ページにかけてあります第73条の2と第73条の3になります。これは一番最初にもありましたとおり、DV被害者等の支援措置の明確化に伴うものの改正になっております。現在も固定資産課税台帳等のそういうところは、本町にもDV被害者等の申出があればそういうふうに対応をしておるところでございますけれども、今回法律が改正をされまして、それを明確化するものでございます。

それから、10ページになります。

附則の第7条の3の2になります。今回の条例改正の大きなポイントの一つになります。住宅ローン控除、住宅借入金等の特別控除になりますけれども、これの延長、見直しに伴う改正ということになっております。今回、所得税におきまして令和7年入居までの4年間延長がされております。住宅ローン控除の延長がされております。個人住民税におきましても、令和20年度までの各年分の個人住民税に限り、控除をするというところで、入居年が令和7年までの分について適応があるということで、今回期限の延長がされております。施行日は、令和5年1月1日となっております。

それから、11ページから13ページにかけてになります。

附則第10条の2、これについては固定資産税等の税負担軽減措置に伴う改正ということになっております。

それから、13ページから14ページにかけてになります。

附則第10条の3になります。これについては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用の部分でございますけれども、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充に伴う改正ということで、こちらのほうに記載をしておるとおり、今までは20年に存していた住宅のところ、26年4月に存していた住宅が対象ということになります。

それから、議案書14ページから15ページをお願いいたします。

附則の第12条、14ページの下段の第12条になります。これが今回の条例改正の大きな二つ目になります。固定資産税等の負担調整措置に伴う改正というところで、今回法律の改正理由にもありましたとおり、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、激変緩和の観点から、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行5%のところを評価額の2.5%、令和4年度に限り2.5%とすることとされたということに伴う改正ということになっております。

それから、15ページから16ページにかけては、附則第16条の3ということで、これは上場株式等の配当所得に係る課税方式の一致に伴う改正になっております。

それから、16ページは附則第17条の2と、第17条の2は引用条項の削除に伴う改正になっております。

それから、17ページの附則第20条の2、それから17ページから18ページにかけた附則第20条の3につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備に伴う改正ということになっております。

それから、19ページをお願いいたします。

19ページ下段のほうになりますけれども、下のほうになりますけれども、附則第26条、これにつきましては、先ほど住宅ローン控除が延長、見直しがされたと申しましたけれども、今回ここで定めておいた条文が先の条文のほうで包含されることになりましたので、この規定は削除されるというものでございます。

それから、20ページをお願いいたします。

20ページ、佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第2条、佐々町税条例等の一部を改正する条例（令和3年佐々町条例第9号）の一部を次のように改正するということで、令和3年の改正条例、令和3年7月に議案として提出しました分になりますけれども、この分についての未施行部分についての改正が上がっております。ページは21ページになります。

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の整備に伴う改正というところで、改正前が令和3年、昨年改正条例を提案しとった分が改正前になります。改正後につきましては、この第36条の3の3の改正後の中の改正前については、先ほど第1条の中で改正をしている部分が改正前にきまして、今回改めて改正後のほうで改正をするというものでございます。これも昨年と同様に、こういうふうな形で一部改正の提案をさせていただいておるところでございます。

それから、22ページをお願いいたします。

これは改正の附則でございますけれども、改正の附則の第2条第4項、これは町民税の経過措置に関して条文が改めて明記されたというものでございます。

23ページお願いいたします。

附則。施行期日。第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号、第2号、第3号それぞれ掲載をしております。資料のほうで、それぞれ施行日を記載しておったところでございます。

それから附則の第2条、これにつきましては納税証明書に関する経過措置となっております。附則の第3条は町民税に関する経過措置ということになっております。それから24ページ、最後のページでございますけれども、第4条、これは固定資産税に関する経過措置ということになっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点、質問いたします。

一つは、資料にあります条例改正の概要の第1条、第18条の4、第1項、納税証明書の交付手数料という欄の中の下線部分で、いわゆるDV被害者の申出を行ったものの住所であると云々で、最後のところですけども、DV被害者等の登記簿上の住所に代わり、当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載しなければならないというふうになっているんですが、この総務省令で定める事項というのはどういうものかについて御説明いただきたいが1点。

もう1点は、その次のページですけども、資料2ページのいわゆる上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致に伴う改正の中で、2行目のところで、これまで私の理解についての確認なんですけども、これまではそれぞれが申告者側のところで3つの課税方式を選択できるというふうにしていたのが、今回はそういうことができなくなって、課税方式が一致すること

なんですが、ちょっと実例をあげて少し説明いただきたい。ちょっとなかなか、あまり縁がないものでよく理解できないところがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず1点目の第18条の4のところ、総務省令で定める事項というところがございますけれども、現時点では住所に代わる事項というところ、DV被害者等の親族、知人の住所や支援団体の住所などが想定をされているというところ、今のところまだ明確にこちらのほうに下りてはきてませんけれども、国のほうではそういうところを想定をしているというところがございます。

次の2点目の第33条の分でございますけれども、こちらについては所得税のほうでは、まず所得税の還付を受けるために総合課税ということで申告をされる方がいたとしたときに、今度は住民税のほうでは、還付を受けられる代わりに住民税のほうもその所得としてカウントをされると。ですので、還付はいらない代わりに申告不要という場合があると。そうしたときに、他の制度で所得が把握できないというところで、そういうところを考慮して、今回所得税と住民税で課税方式を一致させるということがされたというものでございます。

所得税では総合課税の申告をしますと。住民税では所得が上がるので、それを還付を受けない代わりに申告を不要とすると、本人が。そういうふうな事例があるというところがございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、今の件ですけれども、要するに本人がその恣意的に選択することはできなくなる、要するに総合課税を選択したら住民税も総合課税でいきますよ、分離で申告したらその分離でこちらもいきますよ、そういう趣旨ですか。確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

今の御発言のとおりでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

— 日程第6 議案第47号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第6、議案第47号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第47号 朗読)

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長(宮原 良之 君)

それでは議案第47号について、まず資料を基に説明をさせていただきます。議案のほうにクリップ留めしていますA4、横置きの資料を御覧ください。

資料上段の改正の経緯については、議案書の専決処分の理由とおおむね同じになりますので、割愛させていただきます。

資料中段の改正の概要ですが、表真ん中の、対応する法令で下線を引いておりますが、国民健康保険税の課税限度額を規定しました施行令第56条の88の2が改正されており、表左、条例(対応条文)に記載のとおり国民健康保険税条例の第2条、それから第21条が改正となっております。

改正の内容としましては、資料下段になりますが、基礎課税額の限度額が63万円から2万円引き上げられ65万円に。後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から1万円引き上げられ20万円にと改正されております。この課税限度額の改定の理由については、毎回同様になりますが、被保険者間の税負担の公平性の確保と中間所得層の税負担の軽減を図る観点から引き上

げがされたものになります。なお、介護納付金課税額の限度額については、今回改正がなく17万円のまま据え置きとなっております。

それでは、続いて議案のほうを御覧ください。議案書かがみ1枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前後表でございますけれども、課税額、第2条のほうで、第2項になりますが、基礎課税額の限度額を定めております。下線を引いておりますとおおり、63万円を65万円に。第3項になりますが、後期高齢者支援金等課税額のほうが、同じく下線を引いております19万円を20万円に改めております。

次、2ページを御覧ください。

国民健康保険税の減額ということで、軽減判定措置等の規定をした条文になりますけれども、第21条になりまして、こちらのほうでも課税限度額の記載のほうがございまして、基礎課税額のほうが63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から20万円にということで、改正のほうをさせていただきます。

附則。施行期日。1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

地方税関係も一緒なんですけど、例年こういうのは専決で毎年上がってくるんですけども、その中身がどっちにしてもしなくちゃいかん条例だと思うんですけども、せめて引き上げになった2万円とか1万円とか、計算式の根拠というのはどうなっているのかなと一度聞いたときだと思います。国が法律ですか、地方税法は早く決まって、その打ち合わせでずっと施行日が3月31日になってきとるもんですから、法律が施行されるときにはそがん議論が国会であつてと思うんですけども、この上がった根拠というのは一応聞いておきたいなと思って、1点。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、詳しい数式の資料までは持ち合わせておりませんが、すみません、先ほど申し上げましたように、被保険者間の税負担の公平性の確保と中間所得層の税負担の軽減を図るところで、高い所得層にあられる被保険者の負担のほうを引き上げること

での改正ということで把握しておるところです。

よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今回はそれで結構ですけど、次回からはそれを全て質問していきますので、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

— 日程第7 議案第48号 専決処分した事件の承認を求める件

（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第18号））—

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第48号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第18号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第18号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,151万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年3月31日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。12款分担金及び負担金、補正額減額103万6,000円、計5,251万7,000円。2項分担金、補正額減額103万6,000円、計146万3,000円。

15款県支出金、補正額減額252万2,000円、計7億6,430万6,000円。2項県補助金、補正額減額252万2,000円、計3億7,528万1,000円。

21款町債、補正額減額160万円、計5億2,200万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額減額515万8,000円、計77億4,151万4,000円。

歳出。11款災害復旧費、補正額ゼロ、計4,541万1,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額ゼロ、計1,869万9,000円。

14款予備費、補正額減額515万8,000円、計700万4,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額減額515万8,000円、計77億4,151万4,000円。

2ページ目をお願いいたします。

第2表地方債補正。変更。

起債の目的、（災害復旧事業債）3年災農地等災害復旧事業、補正前限度額390万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後限度額230万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

今回、農地等災害復旧事業の補助率の増というところ合わせまして、3年度の補助金の配分率の減に伴いまして、それぞれ減額補正が必要になったというところで、今回、専決処分をさせていただいたところでございます。

次の5ページにつきましては、歳出の農地等災害復旧費は財源の組替え、一般財源の増につきましては予備費の減で対応をしておるところでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長の補足説明があれば許可します。

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今回の専決処分につきましては、まず令和3年の12月の定例会で3年災の復旧工事の繰越と繰越財源の承認をいただいたところでございます。

経過報告といたしましては、令和4年の1月20日に令和3年度分の割当交付額の要望をいたしまして、令和4年の3月28日に交付決定がっております。要望額に対しまして少額の交付決定でしたので、財源に過不足がありまして補正の必要性が生じました。

専決の理由といたしましては、交付決定通知を受理した日が令和4年の3月28日でしたので、今回専決処分をさせていただいております。

以上、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

委員長報告で確認した、災害年月日が令和3年8月災害というような報告だったかと思うんですけど、具体的に査定日、令和3年災の件数、入札等をされたのかちょっと確認をさせていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

まず、この3年災の査定日につきましては、令和3年の12月9日で実施をされているところでございます。

それから件数につきましては、まず農地が5件、施設が3件、合計の8件の災害がっております。

入札につきましては、入札執行をいたしてございまして、8件中5件の不落という状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

私が思いますに、繰越承認を12月にして、現在の執行状況は5件が不落で状況を再確認したいんですけど、今が5件が不落でそのままということですか。

私がちょっと理解できないのが、先ほど来からの専決であるように3月31日税条例の日切れ法案のように専決条項というのは分かるんです。12月に繰越承認をし、県との協議も進められてきて、3月の年度末において県から割り当てへの内示ですよね。内示自体も受けられないような関係性なのか。このような事態に陥るのが、そもそも論。正式な要望額もさることながら、

査定も終わって繰越承認も、本町、12月の災害だから間に合わないだろうなというような議会での認識です。分かるんですけど、交付決定自体も見込めないような状況なんですか。私もOBとして、にわかには信じがたい考えがありますんで、そこら辺は交付決定額内示すらもらえない状況なんですか。そこは確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

まず、不落の5件の分でございますけども、この5件につきましては6月の7日の日に入札をする予定といたしております。

それから、金額の見込みでございますけども、議員おっしゃるとおり、交付申請が2月の21日に交付申請を行っている状況でございます。この時点で、本来であれば見込み額で補正をしないといけないというのが現状でございます。今回補正予算の上程を失念していたということが原因でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

内示があって交付決定額は2月に分かっていたということですね。であれば、補正を失念していたということで専決、これが実際の事実だということですね。

内容違いますね、じゃあはっきり言って。書いてあることと。実際は2月の内示を受けて交付決定額は確定していたが、3月に最終補正を失念し、専決に至ったというのが実態としては事実であるということですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時09分 休憩）

（11時11分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

再度、いいですか。

しばらく休憩します。

（11時12分 休憩）

（11時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、産業建設文教委員長お願いします。

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

先ほどから、5月20日に我々産業建設文教委員会のほうで報告を受けました、3年災農地の災害復旧事業についての件であります、内容的に今お話の経緯から考えると、改めてちょっと詳しくその内容に対して御説明をいただけないものかと思いましたが、よろしければその答弁のほう、町長よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時40分 休憩）

（11時40分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案の第48号の専決処分した事件の承認を求める件の中で、農林水産課の災害の農地関係でございます。これについての予算についてでございますけど、5月20日の先ほど委員長が申されましたように、産業建設文教委員会の中で違う説明をしていたということで、今の町としまして大変遺憾に思いますし、それからやはりこれが3月の28日に私も決定がしたということでお話を聞いておりましたが、実際には2月にきていたということで、3月の補正予算に十分間に合っていたのではないかというお話でございます。そういうことを言われ、町としましてもう一度、担当課集めて、それから課長会を開いて説明を促して、もう一回よく調査をさせていただきたいと思っておりますし、こういう議会の本会議と委員会との説明が違うということは大変遺憾なことございまして、議員の皆さん方に混乱を与えたということ、それから我々の答弁がまずかったということ、それから書類の作成について、やはり皆さん方に大変御迷惑をおかけしたということで申し訳なく思っております。今後このようなことがないように、十分注意しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。大変申し訳ございません、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、町長のほうから委員会、それから臨時議会での答弁が違ったということで、失礼したというようなことございました。

ほかに何か質疑がありますならば。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

私の質疑により事実が判明したというような状況でございますが、それに至る原因は何だったのかとか、今後における対応、業務が過多なのか人員不足なのか、はたまた相互連絡のミスなのか、そこら辺はよく執行内部で協議検討していただいて、今後そういったことがないように、何しろチームワークをもって事務については遺漏なきよう行っていただきたいという意見を述べて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私も、先ほどのお話、先ほど来の質疑を聞いておまして、委員会の中でもお話しましたけれども、本来報告されるべき事項が一部抜けていたというのが事実のような経過のお話でしたが、これは言葉を変えると、要するに虚偽の報告というふうになるわけです。全体像、正しくない報告ということになるわけで、そのことが極めて重大だと。要するに、町民の代表である町議会に対して、簡単に言うと嘘を言って仕事をしているというふうに、そういう性格のものだと。だから、やはりこのことは曖昧にするわけにはいかないと。議会としてはその権威が問われるという問題だと思いますし、そういう意味ではやはりきちんと対応について、再発防止も含めた対応をしっかり求めておきたい。結果の重大性というよりも経過が大変問題だというふうに私は思いますので、意見を申し上げておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第48号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第18号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
私から一言申し上げます。

今回の議案第48号、本当に委員会、4番議員が言われました、委員会と臨時議会の答弁内容が違う、本当に議会として重大な問題だということで思っております。そこで、私は議長として執行のほうに原因、対策、今後の再発防止ということで何らかの形で、そういう再発防止策の対策書を出していただきたいということで思うんですけども、いかがなものでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

ようございますでしょうか。
そういうことで、執行のほうにお願いをしておきます。

一 日程第8 議案第49号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例) 一

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第8、議案第49号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第49号 朗読)

中身につきましては、多世代包括支援センター長をもって説明させますので、よろしく願います。

議 長(淡田 邦夫 君)

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長(松尾 直美 君)

それでは、佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

内容につきましては、議案に付けております佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正について(4/15専決処分)の資料に整理しておりますが、総務厚生委員会、産業建設文教委員会でも御説明させていただきました資料でございますので、御一読をお願いできればと思っております。

今回の条例改正につきましては、本来は小児発達専門外来を開始するにあたりまして、3月議会に小児科の診療科目だけでなく精神科の手続きが必要だったものでございます。所管委員会のほうでも御指摘がありましたとおり、新たに診療を開始するにあたってはどのような診療報酬の点数がとれるものか、またその診療請求に係る内容から確認して進めていけば今回のような手続きに漏れはなかったものと深く反省しております。

また、当日事務を進めるにあたりまして、所要の手続き、時間を要しましたことにつきましても深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書鏡1枚めくっていただきまして、2枚目の新旧対照表の説明をさせていただきます。

佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険診療所条例(昭和45年佐々町条例第11号)の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正内容につきましては、第7条に診療科目を追加し、3として精神科を追加させていただいております。また、15条の班の分掌につきましては、第7条に診療科目を明記しておりますので削除をさせていただいております。

附則として、この条例は、令和4年4月15日から施行するとしております。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第49号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

— 日程第9 議案第50号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第9、議案第50号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

中身につきましては、税財政課長によって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額6,368万2,000円、計11億2,469万9,000円。2項国庫補助金、補正額6,368万2,000円、計3億9,207万6,000円。

歳入合計、補正額6,368万2,000円、計82億8,179万2,000円。

歳出。2款総務費、補正額177万円、計21億9,013万6,000円。1項総務管理費、補正額177万

円、計20億1,647万5,000円。

3款民生費、補正額6,191万2,000円、計20億9,455万4,000円。1項社会福祉費、補正額5,171万1,000円、計10億933万4,000円。2項児童福祉費、補正額1,020万1,000円、計10億8,502万円。

歳出合計、補正額6,368万2,000円、計82億8,179万2,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページから4ページ、お願いいたします。

今回の補正予算につきましては、コロナ禍におけます価格高騰への緊急対策としまして、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金並びに低所得の子育て世帯に対する特別給付金が閣議決定をされたということに伴う補正予算になっております。全額国庫負担となっております。

よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、3ページのほうを御覧いただければというふうに思います。

1目のところの総務費国庫補助金、それと2目に民生費国庫補助金というふうにございます。1目の総務費国庫補助金のところの177万円ですけれども、これにつきましては歳出のほうでは総務費に入ってまいりますけれども、今回の臨時給付金2つございますけれども、その電算システムの改修に係る費用ということになります。

2目の民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金ですけれども、これにつきましては住民税非課税世帯に対する給付金ということで5,171万1,000円。2節の児童福祉費補助金1,020万1,000円につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯の支援特別給付金ということになります。

それでは4ページのほうを御覧いただければと思いますけれども。

先ほど申しますように、4ページの一番上の総務費の8目電子計算費につきましては、177万円につきまして、ソフトメンテナンス業務委託料ということで、今回2件の給付金に係る電算システムの改修費を計上させていただいております。

1枚ちょっとめくっていただきまして、5ページのほうの一番上になります。18節の負担金、補助及び交付金、これが住民税非課税世帯に対する給付金の給付する部分の予算ということになります。これにつきましては、別添で3番の資料も付けておりますけれども、5,100万円ということで、全体で非課税世帯分として500世帯分、それから家計急変世帯分として10世帯分、合わせて510世帯に対する給付金ということで予算を計上させていただいております。

少しちょっと説明を、この給付金について説明をさせていただきますけれども、基準日が令和4年6月1日というふうになっております。支給対象者が世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯、それが6月1日に判明するというふうなことになります。家計急変世帯ですけれども、今年の1月、いわゆる令和4年の1月以降の収入が減少し、住民税非課税世帯相当となった世帯ということになります。給付額につきましては、1世帯あたり10万円というふうになっております。

今後のスケジュールにつきましては、予算成立後、電算システムの改修を進めてまいります。それが大体6月の20日ぐらいまでを見込んでおまして、その後、令和4年度の課税情報等をチェックを進めまして、令和3年度に給付された非課税世帯を対象とした臨時給付金の受給の有無を確認しながら、既に給付を受けられた世帯については対象外となるものですから、今回の予定としましては6月の24日ぐらいを目安に臨時特別給付金の支給要件確認書というのを

対象世帯のほうにお送りさせていただいて、受給を辞退する、私は受け取りませんよといった受給拒否というのもございますので、確認作業を進め、7月の6日ぐらいになるかと思えますけれども、そういったところを目安を振り込みを進めていきたいというふうに考えております。今、御説明しますように……。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、すみません。ちょっといいですか。

間もなく12時となりますが、この案件が終わるまでしばらく延長させていただきます。

すみません、どうぞ。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

申し訳ございません。A3版の資料の右側の備考欄のほうにも掲げておりますけれども、今回のこの非課税世帯の給付金、令和4年度分ですけれども、令和3年度に非課税世帯の給付金としてやはり受けた世帯は対象外となりますので、A3版の資料の右側に今回の今の実績という形で添付をさせていただいております。このA3版の資料の右側にもありますように、非課税世帯で全体で1,900世帯の予算を計上させていただきました。実績としては1,173世帯、うち家計急変世帯3世帯ですけれども、そういった形で支給をさせていただいております。

また、令和4年への繰越しも327世帯分繰越しをしておりますけれども、このうち145件、145世帯の分を5月26日現在で支給をしておりますので、それを除いた形での今回の対応ということになります。今回、予算で計上させていただいたのは令和4年度に新たに住民税非課税世帯となられたところ等々というふうなことになりますけれども、500世帯と家計急変世帯を10世帯を見込んで、今回計上をさせていただいているところでございます。

それから、予算書のほうの5ページのほうの中ほど下のほうになりますけれども、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということですが、これにつきましては、18節の負担金、補助及び交付金に1,000万円計上させていただいておりますけれども、対象児童数ということで200名を見込んでいるところでございます。住民税非課税世帯の児童数が170人、家計急変世帯の児童数を30名というふうに見込んで、合わせて200名で予算を計上させていただいております。

この給付金の対象者ですけれども、児童扶養手当の受給者がまず一つは対象になります。これは児童扶養手当は県のほうが支給をしておりますので、県のほうがこの対象者には給付をするということになります。町が、本町が担当します、給付しますのは、この県が給付する以外のものということになります。それが令和4年度住民税均等割が非課税の子育て世帯ということになりまして、また家計急変につきましては、令和4年1月以降の収入が減少し、非課税世帯相当となった世帯ということになります。

給付額につきましては児童1人あたり5万円ということで、今後のスケジュールにつきましては、予算成立後に電算システムの改修を行い、大体それは6月の6日ぐらいまでをちょっと見込んでおりまして、その後に令和4年度の課税情報とのチェックをかけることとなります。対象者を抽出をします。それから、6月の10日ぐらいを目安に子育て世帯生活支援特別給付金という御案内をさせていただいて、先ほどの非課税世帯と同様に受給拒否の確認作業がございますので、そういった作業を進めながら6月30日ぐらいを目安に給付を、振り込みをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの非課税世帯同様にA3版の別紙の資料にもありますように、右側の備考欄のほうに書いておりますけれども、令和3年度にも同様の低所得の子育て世帯生活支援給付金というのがございました。それにつきましては実績ですけれども、140人60世帯、うち家計急変が11名の3

世帯という形での実績になっております。そういった実績等を見込みながら、今回全体で200名の予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

令和4年4月26日原油価格、物価高騰等に関する関係閣僚会議において、食費と物価高騰等の緊急対策で今回国の施策によるもので、全てが国庫負担ということで、実施されることについては理解するところでございます。

求めることは、積極アプローチの方にはよろしいんですけども、家計急変世帯等々、住民の方にはなかなか分かりにくい部分があるかと思えます。周知及びホームページ等にでも具体的に分かりやすく、住民の方に知らせていただきたいというふうにはまずは要望するところでございますが。

さて、この原油価格、物価高騰等に関する問題、ウクライナ情勢もあり、私たちが何もかもが値上がりしているというのはどの世帯も同じことだと思うんですけども。さて、今回は国の政策ということでの補正計上で理解するところでございますけども、町単独支援策はどのようにお考えなのかというのはここで伺いをしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、やはりウクライナ情勢とかいろんなもので物価が値上がりしていると。非課税世帯だけが苦しいんじゃないくて、我々もやはりいろいろな物価が上昇で家計を圧迫しているというのは、阿部議員がおっしゃるとおり我々も分かっているわけでございます。

町としまして今、大体7,000万円ぐらいが多分交付金が今決まっているんです。まだあとから追加がどうあるのか、ちょっとまだ様子が分からないわけでございますけど、町としましては、この前5月の産業建設文教委員会にプレミアム商品券のことで、一応やりたいということでお話をさせていただきました。その後、どれをやるのかというのはまだ決まっていません。ただ、やはり先ほどのそういう、今、阿部議員のおっしゃったようなお話もございまして、町としてやはり十分検討して、どれが一番効果が出るのかというのは考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

いろんな報道でも見ますとおり、学校、保育所、介護施設等給食費の材料や燃料等、もう全てが上がっていると。以前、国民全員10万円給付というのがございました。全ての経済状況が賃上げはなされずに物価高騰だというのは、低所得世帯のみならず全ての世帯に関わる重大な課題だと思います。私も思いますが、今すべきは住民のための施策、プレミアム商品券、結局

経済上買えない人もいらっしゃるということを考えたときに、全住民に対するということであれば、世帯単位なのか個人に対してなのか、世帯で言えば6,000世帯、5,000円給付しても3,000万円、住民1万4,000人に3,000円の給付をしたとして4,200万円ほどです、財源としては。商品券を全世帯に使えるように、町内限定で使えるようにすれば、住民にとっても町内の経済状況にとってもプラスに転じる部分はあるかと思っておりますので、そういった住民全てにというような観点で今後施策を検討していただければという意見を述べて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

していただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今いろんな、阿部議員がおっしゃったように、町としましても有効な手立てというのは考えなければならぬ。もし交付金もくれば十分考えなければならぬと思っておりますので、これも先ほどの話もよく参考にしながら、町として検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

質問ですけれども、今回の措置の中で子育て世帯等の補助金については、これについては500世帯ということで、先ほどの御説明だと昨年申請をして受給した世帯は除かれるので、新たに非課税となった世帯ということで説明がありました。ですから、昨年は1,900世帯予算化して、実績が1,173プラス繰越しが327世帯ということですから、おおむね1,400世帯から500世帯ぐらいということになるんですけれども、それ以外で新たに非課税となった世帯が出るということは、要するに全体としてはやっぱり困窮な世帯があるということを見込んでいるのかということです。それで、要するに500世帯だけに支給されるということになる。

それから、もう一つは、もう一つのほうの低所得の世帯に対する子育て支援なんですけど、これちょっと分かりにくかったんですけど、児童扶養手当の受給者については県から支給されると。それ以外の人について町が対応すると。その右側に子育て世帯への臨時特別給付金10万円というのがあって、これがその何を言っているのかなと思いました。要するに、この全ての子どもさんへの給付金で、これはもう既に3年度に実施をされたものですよね。だから要するに聞きたいのは、この低所得の子育て世帯に対する支援金というのがどれぐらいの割合、どれぐらいの子どもさんたちが対象になるのかと。実質その予算は一応200人分ということで、それで児童扶養手当支給世帯は何世帯なのか。合計で大体どれぐらいの人が対象になる、何割ぐらいが対象となるのかということが知りたいということです。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、今の御質問ですけれども、今回の予算書に添付させていただいたA3版の資料を御覧いただければと思います。その一番右側の備考欄のところを御覧いただければと思いますけれども。

まず、住民税非課税世帯に係る分、令和3年度が先ほど永田議員さんおっしゃったように1,173世帯で繰越し分が327あり、現在145件分、145世帯に支給済みということになっております。

御質問の全体として500世帯の予算計上ですけれども、そういった困窮を見込んでいるのかというふうなことでしたけれども、本来であればシステムがあれば、課税のところをしっかりと確認をしながらチェックして予算計上が可能なんですけれども、1,000件を超える課税のチェックというところが手作業でとなると、残念ながら今回の予算編成にはちょっと間に合いませんでしたので、見込みということで少し多めというふうなことになるかもしれませんが、500とプラス10世帯の510世帯を予算計上をさせていただきました。

それから、低所得の子育て世帯のところですが、先ほど御質問にありますように、支給対象の①と②というのをこの資料にも付けておりますけれども、児童扶養手当につきましては県のほうから、通常県のほうで支給をしていただいていますので、そこがプッシュ型という格好で支給をされるということになります。町のほうでは、この低所得の子育て世帯のところについては、令和3年度に実施したものとほぼ同じような内容ということになります。したがって、令和3年度の実績として242名を予算計上をさせていただきながら、140名の実績ということになっているんですけども、今回この令和3年度は140名の実績でしたけれども、これを一応200名で予算を見込んで今回提案をさせていただいているというところでございます。

この備考欄の3つ目にある、先ほど言われた給付額10万円は年末に政府のほうから5万円支給、第2弾としてまた5万円支給、その第2弾の5万円をクーポン券にするのか現金にするのかという、ちょっといろいろ話題になったところがあったけれども、本町については現金給付で10万円という形で給付をさせていただいた。これが先ほどの質問のように全ての児童が対象でしたので、こういった2,829人を対象にして2,760名の方に支給をしているというところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

聞いたのは、要するに①の分が何人ぐらいあるのかということをお願いなんです。児童扶養手当の受給者数というのはどれくらいかと。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、正確な数字は把握しておりませんが、約200件程度ということになります。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

そうすると、全体の中で見ると約400人で、2,829人だと全体の13%ぐらいということですね。分かりました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時議会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

閉会にあたり、町長から挨拶を受けます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました5件の議案に対しまして慎重審議をいただき、適切な決定をいただき誠にありがとうございました。

しかしながら、先ほど議案の第48号につきましては、議会と委員会との答弁が異なった説明を行ったということで、多大なる御迷惑をおかけして大変申しわけございません。今後十分注意をしながら、事務を進めてまいりたいと思っておりますので、心からお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それから、県内の新型コロナの感染症につきましては、新規感染者数は減少ということになっていますが、半数近くが10代と。それから10代未満の方が以前として、若い世代がなお感染

が広がっているということで、本町もそういうことになっているわけでございます。本町におきましても、連日感染者の報告がなされておまして、町内の学校においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が複数確認されたということで、陽性者が確認された該当学級を感染防止のために3学級において今、学級閉鎖を行っているということでございます。感染された方の一日も早い回復をお祈り申し上げたいと思っております。引き続き、やはり混雑した場所とか、それから感染リスクの高い地域との往来は極力控えていただきながら、ワクチン接種者を含め、マスクの着用とか手洗いの消毒、それから密なところを避けるというなど、基本的な感染対策をやっただけならばと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向かひまして、お一人が意識を持ちながら、感染症の拡大防止に努めなければならないと考えておりますし、本町についてもそういうことをやっただけではかなきゃならないと思っておりますので、極力御協力をいただきますように重ねてお願いを申し上げます。

また、先ほどのお話もありましたように、4回目の新型コロナワクチンの接種につきましては、60歳以上の医療従事者を対象とした先行接種を始めますが、それ以外の方々への今後の接種体制を整い次第、町としましても個別にお知らせをいたしますので、その御理解をいただければと思っております。

議員の皆様におかれましても、健康に充分留意されまして、引き続き町政の発展のために御活躍をいただきますようお願いを申し上げます。今臨時会閉会にあたりまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ありがとうございました。

私から一言お礼申し上げます。

農繁期のこの一番忙しい中に臨時会を開会、お願いいたしまして、大変申し訳なく思っております。

さて、今年の4月から執行においては機構改革ということで人事異動、また新しい方が11名入ってこられる。そして、大変仕事において混乱されていると思っておりますけれども、今回の議案第48号においては、委員会とこの臨時議会の答弁が違ったということで、議会として大変遺憾に思うところでございます。よって、この議案第48号についてもでございますけれども、他のことにおいてもこの原因、対策、そして再発防止の報告書を提出いただくということ、ここで町長のほうにお願いをしたいということで思っております。

また、今回第50号において給付金ということがございました。山口県の阿武町におきまして給付金の誤送金があり、今大変問題になっておるところでございます。佐々町においても、子育て世帯の補助金の給付が決定いたしました。担当課においては十分に注意しておられると思っておりますけれども、我が佐々町においても再度確認をし、十分な給付をお願いしたいということで思っております。

いろいろと農繁期で大変と思っておりますけれども、今後の議会活動に関しましても御協力のほど、また御活躍のほどお願いをしたいと思います。

本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上で、令和4年5月第1回佐々町議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(12時22分 閉会)